

県立病院ではたらく仲間をつなぐ

病院組合ニュース

13. 7. 31 No.70

愛知県病院事業庁職員組合

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-3-2

愛知県自治センター内

電話(052)954-6882 FAX(フリースペス)0120-930-340

メールアドレス byoin@aichikenshoku.gr.jp

2013職場要求アンケート結果まとめ

平成26年度当初予算要求に向けて

職場要求アンケート

21

回収率81%

(928/1151)

職場要求個人アンケートまとめ
昨年と同様に2013職場要求アンケートに取り組みました。

1 困っていること

「無制限な時間外勤務」と「年休が取れない」ことで「疲れがとれない」ことが今年も上位を占めています。欠員・業務量過多を背景とした慢性疲労と睡眠不足が問題となっています。

2 時間外勤務

看護職では患者、家族の対応により勤務時間内に記録ができない。専門・認定の業務は通常業務終了後にしか行えないことから、時間外勤務、持ち帰り（残業）となる。手当についても完全支給となっていない。などの声が寄せられています。

3 子育てと仕事の両立

多くのお母さんが求めているのは「院内託児所」であり、それも24時間、病児保育を求める声が多く出されています。

子供が病気になっても「年休が取れない」、育児などにより十分な「休息が取れない」として退職を考える組合員も多くいます。

4 スキルアップ・資格取得の改善
参加費等の予算、参加するための休日の改善を求める意見が多く出されています。

アンケートに寄せられた意見等については、各分会にお知らせしています。

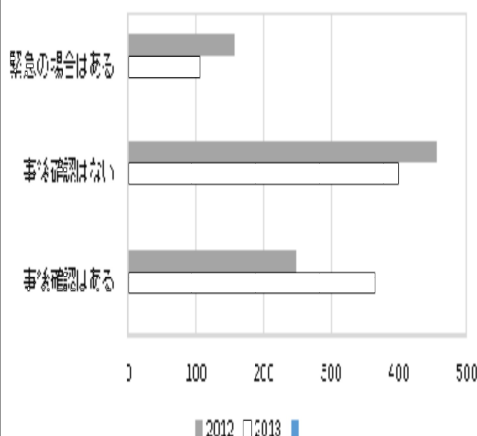
所属長交渉、病院事業庁交渉で改善できるように取り組んでいきます。

5 職務専念義務の免除について
アンケートの意見でも多く出されていた学

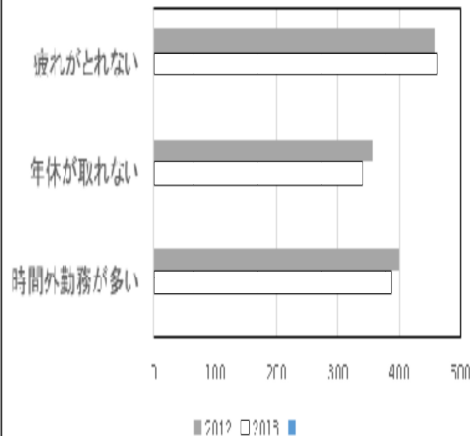
会・講習会などに「参加するため」の職務免除について病院事業庁独自の職免事例が示されました。
内容については分会委員会で報告をします。
（裏面参照）

今まで週休での参加

事後確認



職場の状況(複数回答)



医療研究全国集会 in 青森

がして

6月14日～16日に青森市で第40回医療研究全国集会が開催され、医療情勢、組合の活動状況等について学習をしてきました。

1日目、立命館大学の唐鎌教授の「医療・介護・社会保障の充実を」の講演では、①自

助と共助が公助に優先される組み合わせ②社会保障財源確保のための消費税増税は増税のための口実だった③「公平」でなく「公正」な負担が必要であり、国が行っている医療費

抑制についての問題点などについて話がされました。

2日目は、17の分科会が開催され、「医療政策と看護労働」の分科会に参加しました。

厚生労働省の「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて」、日本看護協会の「看護職の夜勤・

交替制勤務のガイドライン」が看護師の長時間労働や勤務間隔の問題についての改善などについて報告等がされました。

報告では、12時間の二交替制勤務の導入がされていますが、職場では夜勤の労働時間が16時間から12時間になることは少なく、8時間労働が12時間労働になつていくことが問題であり、8時間労働で

勤務の正循環に取り組み、日勤から深夜勤務となる場合は「日勤の午後半年休」や「職免+半日年休」で1週間の労働時間数を短くすることににより対応をしています。早出勤務、遅出勤務などの勤務形態が複雑化する問題もあります。

3日目、一関市病院事業管理者の佐藤元美さんから「コミニティーと医療のあり方を見つめて」と題して住民と医師が直接話し合う「ナイトスクール」を行うことにより、住民からの苦情が激減、住民のモラルアップ、未収金の減少に努め、医療の質は住民との話し合いで高められるとして、平成16年度病院事業全部適応以後、病院事業全体で黒字を維持



されているなどの話がされました。

参加しての感想

東北には15年ほど前に花巻で行われた医療研究全国集会に参加し、遠くて、疲れたことを思い出しました。参加して全国の取り組みを学習すると病院組合の運動に不足している内容が分かり、今後の活動に参考となりました。来年は東京で開催されます。多くの役員が参加できると良いと思います。

おまけ・肴は本当においしかったです。

職務に専念する義務の免除に関する規則第2条第6号に該当する主な場合について

職務に専念する義務の免除に関する規則第2条第6号により、病院事業庁職員が職務専念義務を免除される主な場合について、下記のとおり定め、必要最小限の時間について職務専念義務の免除を承認するものとする。

職務上の教養に資する学術集会等に参加する場合

なお、学術集会等の範囲については、以下のとおりとし、あらかじめ所属長の承認を得た場合に限る。

- ・法人格を取得している学会が開催する学術集会及びそれらと同等のものと所属長が認める学術集会
- ・職員のスキルアップにつながると所属長が認める、研究会、講演会、講習会、その他これらに類するもの